

「低炭素杯2014環境大臣賞（グランプリ及び金賞）」
受賞標章使用規定

低炭素杯2014実行委員会

（目的）

第1条 この規定は、低炭素杯2014実行委員会（以下、「実行委員会」という）が主催する「低炭素杯2014」において表彰された受賞者が、受賞したことの広報や宣伝等を目的に受賞標章を使用する際の留意事項等について定める。

（受賞標章の使用方法等）

第2条 受賞標章を使用できる者は、「低炭素杯2014」において、環境大臣賞（グランプリ及び金賞）の表彰を受けた受賞者及び受賞者が二次使用を認めた者に限られる。

2 受賞標章の使用は、受賞に関する広報や宣伝等に利用する場合に限るものとする。

3 受賞標章の使用開始は、低炭素杯2014の結果発表以降とする。なお、2014年以降も受賞標章の使用を認めるものとする。

4 以下の場合には、受賞標章を使用することはできない。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれのある場合
- (2) 地球温暖化防止の正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 不当利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (5) 提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして利用されるおそれのある場合
- (6) その他、低炭素杯の趣旨に明らかに反するような方法で使用する場合

（使用受賞標章等）

第3条 実行委員会が使用を認める受賞標章は次の通りとする。



2 前項の受賞標章を使用する際には、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 大きさについては、受賞標章を内包する長方形の天地部分の長さが原則 1.5 センチメートル以上とする。
- (2) 色彩については、緑、黄、赤またはスミとする。
- (3) 形状や縦横比率、語句を変形・改変してはならない。

(4) 判別しにくい色や複雑な絵柄の上に表示してはならない。

(受賞標章使用に関する事前届出と確認)

第4条 受賞標章の使用を希望する場合は、低炭素杯2014実行委員会に対し、別に定める様式により事前に届け出て実行委員会事務局の確認を得ることとする。

(使用違反に対する対応)

第5条 受賞標章を故意に改ざんしたり、使用条件に違背して受賞標章を使用した場合、あるいは利用できる者以外の者が受賞標章を使用した場合等には、実行委員会はただちにその使用停止を求めるとともに、必要に応じて法的措置をとることがある。

(実施細則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、別途細則として定めることができる。

(附 則)

この規定は、2014年2月15日から適用する。

低炭素杯2014実行委員会事務局 様

低炭素杯2014環境大臣賞（グランプリ及び金賞）受賞標章使用届出書

【届出年月日】平成 年 月 日

使用責任者 [法人・個人]	
住所・所在地	〒 ー
電話番号及び ファクシミリ番号	電話番号 ファクシミリ番号
使用目的及び 展開場所等	
使用・表示方法 及びその形態	
使用期間	(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日
主な訴求対象 (商品・サービス対象)	
その他、参考事項	-----
連絡責任者	

※ 使用デザイン案等、概要がわかる資料を添付してください。

『通信販売などの広告に使用について』

「特定商取引に関する法律」では、広告をする上で表示が義務づけられている項目（商品等の対価など）があります。また、虚偽・誇大な広告は禁止されています。

このほか、広告や表示は景品表示法などさまざまな法令によって規制されています。

なお、受賞標章は法令に反すると認められる場合ご使用いただけません。